

業務の運営に関する規程

モードメディア・ジャパン株式会社

第1 求 人

- 1 弊社は、日本国内の、情報処理・通信技術者、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 弊社は、日本国内の、情報処理・通信技術者、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来社できないときは、電子メールまたは郵便でも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそ

これらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 5 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。なお、当該事業に係る苦情処理の責任者は、職業紹介責任者秋葉祐輔とします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者双方から弊社にご連絡ください。
また、弊社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から弊社にご連絡ください。
- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人情報を、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 弊社の取扱職種の種類等は、日本国内の、情報処理・通信技術者、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者です。
- 6 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営しますので、不明な点は弊社担当者にお問い合わせください。